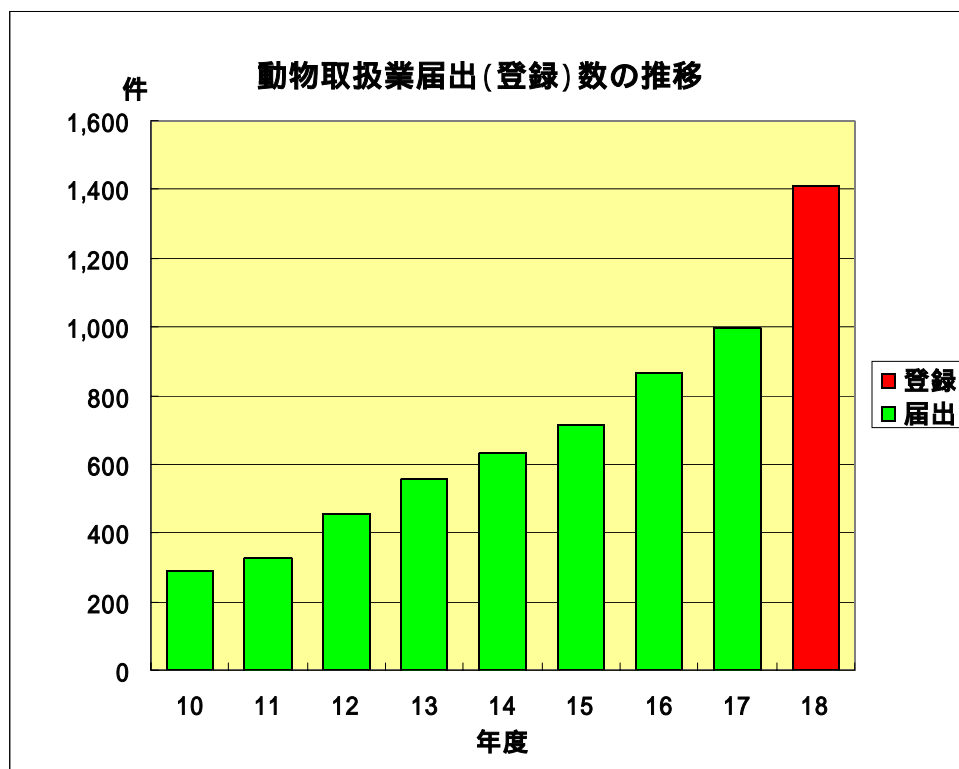


### 第3節 動物取扱業の適正化

#### 1 現状



\*さいたま市・川越市を含む

平成11年の動物愛護管理法改正により、動物取扱業について届出制が導入され、県内の当該業者数が初めて把握されるようになりました。

平成17年に同法が改正され、動物取扱業について届出制から、より厳しい登録制へと切り替わるとともに、対象業種範囲も拡大されました。

## 情報板

### 動物取扱業とは

動物の販売、保管等の行為を業として行うには、動物愛護管理法の規定により、知事（政令指定都市にあっては市長）の登録を受けなければ、営業することができません。

なお、登録の対象となる業種は、次のとおりです。

- (1) 販売 …… ペットショップ、ブリーダー等、動物の販売や、それらを目的に繁殖や輸出入を行う業（飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も含まれる。）
- (2) 保管 …… ペットホテル、ペットのシッターなど、顧客の動物を預かる業
- (3) 貸出し …… ペットレンタル業者など、動物を貸し出す業
- (4) 訓練 …… 訓練・調教業者など、顧客の動物を預かり訓練を行う業
- (5) 展示 …… 動物園、サーカスなど、動物を展示して観覧させる業

## ミニコラム

### 利用者も厳しい目を養って

動物愛護管理法の改正により、平成12年からペットショップなどの動物取扱業が「届出制」になり、平成18年からは、更に厳しい「登録制」になりました。

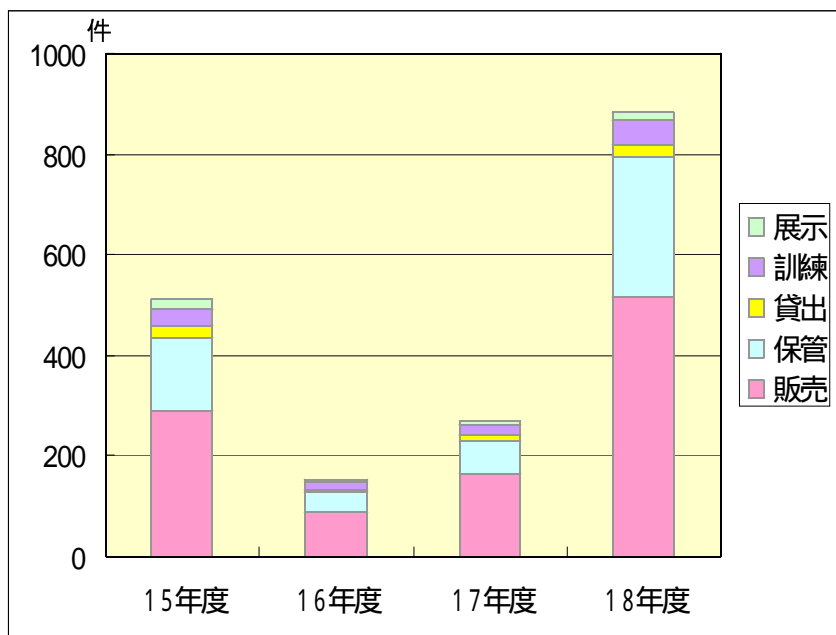
ペット業界に対する法規制が厳しくなる一方で、買い手や利用者となる方々にも法令で業者に義務付けられた基本ルールなどについて理解を深めていただき、ルールを守れない悪質な業者は利用しないことが重要です。

時と場合によっては、不適正な営業行為を続ける業者を社会から排除する上で、行政の「目」よりも、客の「目」の方が効力を発揮することもあり得るものです。

業者が何よりも恐れるのは、厳しい「目」を持った人たちが増えることで、不適正な営業を続けると客足が遠のいてしまうことです。

厳しい客の「目」は、お店や業界を育てていきます。動物を購入する前にみなさんもお自身の「目」を鍛えてみてはいかがでしょうか。

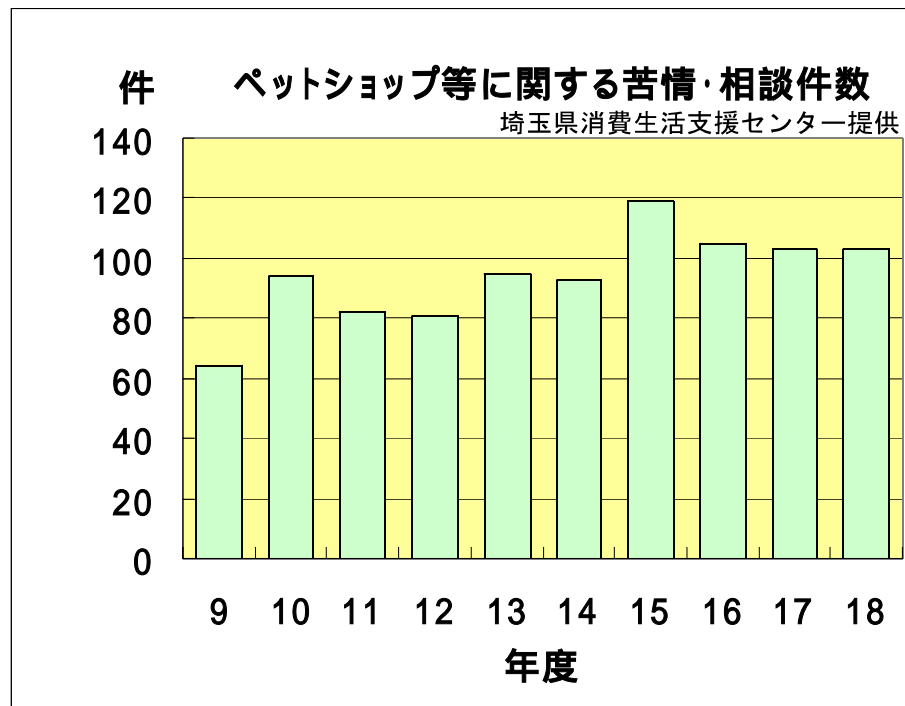
## 動物取扱業登録（届出）施設への立入検査件数（業種別）



\* さいたま市・川越市を含まない

現在、動物取扱業の登録に関する事務及び当該業者に対する監視・指導等は、保健所において実施しています。  
\* さいたま市では、市動物愛護ふれあいセンターが実施しています。

動物取扱業者には、施設の維持管理や動物の取扱方法等について、細かな遵守事項が定められています。保健所等は、定期的な監視により施設や動物の管理状況等をチェックするとともに、適切な管理等がなされるよう指導していきます。



県消費生活支援センター等に寄せられたペットショップなどの動物取扱業に関する苦情・相談件数は、この10年間で約6割増加しています。

## 2 取組課題

法令遵守事項を徹底させるとともに、不適切な管理を続ける業者を排除していく必要があります。

特に、行政が事業者を把握し、必要な指導を行っていくためにも事前登録を徹底させ、無登録業者を排除することが重要です。

動物愛護管理法により事業所ごとに設置が義務付けられている動物取扱責任者について、日々変化する情勢の変化に対応し、動物取扱業に係る業務を適正に実施するため、資質向上を図っていくことも必要です。

必要事項を記載した標識の店頭掲示や顧客への事前説明など、動物取扱業者に義務付けられた責任事項等について、広く一般利用者へも周知していく必要があります。

### 3 目標・展望

動物取扱業者が動物愛護管理法の理念を遵守し、自らの営業行為を適切に行っていくことはもちろんですが、さらに、動物に関する様々な情報の発信源として、また、飼い主にとっての良きアドバイザーとして、人と動物が共生できる社会の実現に向け、リーダーシップを発揮できる存在となることを目指します。

### 4 施策展開

#### 動物取扱業への監視の強化

「動物取扱業の適正化旬間」を定め、事業所等への集中的な監視・指導の実施により、動物取扱業の適正化に努めます。

一度に50頭以上の動物を扱える大規模飼養施設を擁する事業者については、継続的な監視を行い、飼養動物の適正な取り扱いが維持されるよう努めます。

#### 動物取扱業の資質の向上

動物取扱責任者が果たすべき役割についての自己評価ができる機会を提供します。

動物取扱責任者へのアンケート調査等により、動物取扱責任者研修のテーマ等について、受講者ニーズの的確な把握に努めます。

事業者による自発的な活動を通じて、業界全体の資質向上を図るため、優良事業者の表彰制度等を設け、動物取扱業の適正化においてリーダー的な人材の発掘に努めます。

動物取扱業の利用者に向け啓発事業を展開することにより、標識等の掲示、販売時における事前説明の実施等、動物取扱業者に課せられた義務についての周知徹底を図ります。

## 第4節 地域活動の推進

### 1 現状

#### 動物愛護推進員の委嘱状況

推薦母体	1期 (平成15年3月 ～17年6月)	2期 (平成17年6月 ～19年6月)	3期 (平成19年6月 ～21年6月)
県内動物愛護団体	4	6	7
(社)日本愛玩動物協会	7	7	4
(財)日本動物愛護協会	5	5	5
(社)埼玉県獣医師会	5	5	4
県動物指導センター	13	12	12
県生活衛生課	1	1	1
合計	35	36	33

\*さいたま市・川越市を含まない

埼玉県では地域における活動を通じて動物愛護の推進に協力いただくことを目的に、動物愛護管理法第38条に基づき現在33名の動物愛護推進員(以下「推進員」という。)を委嘱しています。

#### 情報板

##### 動物愛護管理法(抜粋)

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 略

また、推進員の委嘱推進をはじめ推進員の活動に対する支援等を行うことを目的に、動物愛護管理法第39条に基づき動物愛護推進員活動支援協議会を設置しています。

### 情報板

#### 動物愛護管理法（抜粋）

（協議会）

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

### アニマルセラピーボランティア活動実績

実績	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
回数	26	29	27	27	35
参加者数	679	529	995	1,035	1,222

埼玉県では動物指導センターにおいて、動物とのふれあいによる心身の機能回復や健康増進を図るため、ボランティアとの連携により、老人介護施設や児童養護施設などでのアニマルセラピー活動事業を実施しています。

現在、52名のアニマルセラピーボランティアを委嘱し、同事業に御協力いただいております。

また、同事業に参加する活動犬の認定制度を設け、現在ボランティアが所有する22頭が活動犬として認定されています。



## 情報板

### アニマルセラピーとは

動物とのふれあい、交流によって精神と肉体機能を向上又は回復させる“セラピー（療法）”の一種です。基本的にアニマルセラピーとは動物介在療法（AAT：Animal Assisted Therapy）のことですが、日本ではもう少し範囲を広くとらえ、アニマルヒーリングである動物介在活動（AAA：Animal Assisted activity）や単に動物と触れ合うことなどもアニマルセラピーといわれることがあります。

## 2 取組課題

県内全域に推進員を配置し、どの地域でも活動が展開できるようにする必要があります。

推進員の活動分野について多様化を図り、幅広い分野で対応できるようにする必要があります。

推進員相互の連携が図れる体制を整える必要があります。

地域ニーズの複雑・多様化に対応するため、推進員の資質向上を図っていく必要があります。

県内のどの地域でもアニマルセラピー活動が展開できるよう、ボランティアの充実を図る必要があります。

また、アニマルセラピー活動における活動犬等の介在動物については、相応の訓練や健康管理が求められます。このため、活動の規模や内容に応じた個体確保の推進が求められます。

### 3 目標・展望

民間ボランティアの協力を得て地域における諸問題の解決や啓発活動の推進に積極的に取り組みます。

動物愛護推進員を500名まで増やします。

アニマルセラピーボランティアをはじめ、動物指導センターの各種事業に協力いただけるボランティアを150名まで増やします。

### 4 施策展開

#### 動物愛護推進員制度の充実

幅広い分野から多くの人材を確保するため、推進員について一部公募制を導入します。

推進員の委嘱状況等に関する情報について、配置地域別、活動分野別に整理し、リスト化するなどして人材データベースの構築を図ります。

推進員同士の情報交換会の開催や機関通信紙の発行等により、推進員相互の交流を積極的に推進します。

推進員に対する定期研修会の開催や活動支援マニュアルの作成等により、推進員への支援を行います。

ホームページ等を通じ推進員の存在や活動について、広く一般への周知に努めます。

## 動物介在活動（AAA：Animal Assisted activity）の拡充

一般の動物愛護ボランティアの中からアニマルセラピーへの関心や活動の素質を有する人材の発掘に努め、アニマルセラピーボランティアの拡充を図ります。

ボランティア所有の活動犬以外に、動物指導センター等に収容される犬の中から独自に活動犬を養成するなどして、アニマルセラピー活動犬の拡充を図ります。

### 情報板

#### 動物介在療法(AAT：Animal Assisted Therapy)

医師などの専門家が治療を目的として行う動物とのふれあいを利用した医療行為です。動物とのふれあいにおける研究データなどから医学的に“セラピー（療法）”を導き、多くの療法プログラムがあります。

#### 動物介在活動(AAA：Animal Assisted activity)

ボランティア等が、病院、高齢者施設、児童養護施設などに動物を連れて行き、参加者とコミュニケーションを図ってもらいヒーリング（癒し）効果を導く活動をいいます。

動物介在活動を行う側には衛生面などの配慮が必要で、活動動物については健康に気をつけ、常に清潔にしておくこと、しつけをしっかりとしておくことが求められます。

また、受け入れる側も参加者に動物へのアレルギーがないことの確認や動物とのスキンシップがうまく取れる環境を人的にも場所的にも整えておく必要があります。



## 第5節 県民と動物の安全確保

### 1 現 状

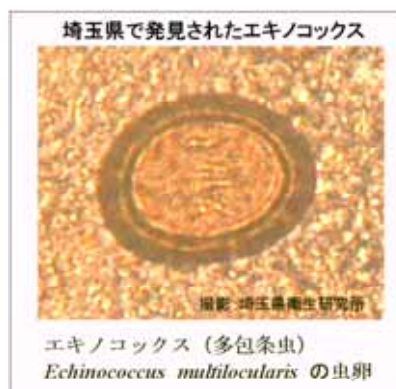
#### 埼玉県動物指導センターにおける 「人と動物の共通感染症」に関する検査

対象動物	検 査 項 目
譲渡対象犬 (AAA参加犬)	糞便検査(寄生虫等・細菌検査)
譲渡対象ねこ	糞便検査(寄生虫等・細菌検査)
収容動物(1)	糞便：寄生虫検査(クリプトスポリジウムは遺伝子検査を含む) 細菌検査(サルモネラなど)
	血液：トキソプラズマ血清抗体価(ねこ) Q熱・日本紅斑熱等の病原体に対する血清抗体価 イヌフィリア・バベシア(血液薄層塗抹標本)
負傷ねこ	血液：簡易キット(猫白血病ウイルス抗原及び猫免疫不全ウイルス抗体の検出)
センター飼養成犬等	糞便検査(寄生虫等・細菌検査(2))
ボランティア飼養動物	
咬傷犬 (狂犬病鑑定依頼)	病理組織検査・マウス脳内接種法等

- 1 衛生研究所との共同事業：野鼠捕獲調査(レプトスピラ等)も実施
- 2 O157、サルモネラ及びカリフォルニアクーラを実施

県動物指導センターでは県内の犬やねこについて、寄生虫を始め各種感染症の保有実態の把握に努めています。このため、県衛生研究所と協同し、同センターに収容される犬やねこの血液検査や糞便検査によるモニタリング調査を実施しています。

本調査により、平成17年度には本州で初めて犬のエキノコックス症の感染例を確認しました。



### 情報板

#### エキノコックス症

感染した犬の糞便中に排出された虫卵を介して人に感染し、肝臓等に幼虫が寄生することで重い症状を誘発します。

北海道内ではキタキツネなどの野生動物を中心とする感染拡大が問題となっています。

ふれあい事業等の参加者に対し、「人と動物の共通感染症」への感染リスク軽減を図るため、ふれあい動物の糞便検査（細菌、寄生虫卵）等を実施しています。



### 情報板

#### 人と動物の共通感染症

動物由来感染症、人獣共通感染症、ズーノーシス（zoonosis）ともいい、同じ病原微生物が人にも動物にも感染する病気の総称です。

### 特定動物（危険な動物）飼養許可件数

区分 目的別	平成17年度		平成18年度	
	許可件数	動物数	許可件数	動物数
愛玩用	12	16	18	34
学術研究用	8	109	5	79
公園展示	3	78	44	150
合計	23	203	67	263

\*さいたま市・川越市を含む

動物愛護管理法の改正により平成18年6月から、人の生命、財産等に害を加えるおそれがある動物（特定動物）の飼養・保管について、許可制が導入されました。

### 情報板

#### 特定動物

ライオン、とら、ニホンザル、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、動物愛護管理法で定められた動物の呼称です。特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、事前に知事（政令指定都市にあっては市長）の許可を受ける必要があります。

埼玉県では動物愛護管理法の改正以前から、危険な動物の飼養・保管について、条例による許可制を導入していましたが、法律による全国一律の許可制導入に伴い、条例の許可制度を廃止しました。

法律による許可対象動物の種類が条例よりも多くなり、さらに、条例では対象外としていた動物園なども対象とされたため、県内の飼養許可件数は増加しました。

現在、特定動物の飼養・保管に関する許可事務及び当該飼養施設に対する監視・指導等は、保健所において実施しています。

\* さいたま市では、市動物愛護ふれあいセンターが実施しています。

現在、県内で飼養されている動物の数は、犬・ねこだけでも約96万匹と推定され、直下型地震などの大規模都市災害が発生した場合、多くのペットも被災することが予想されます。

社会における動物愛護の気風が高まるにつれ、一般のペット動物だけでなく、実験動物や畜産動物などについても、一定の節度をもって適正に取り扱われることが求められるようになってきました。

## 2 取組課題

「人と動物の共通感染症」に関する調査・研究の充実を図るとともに、動物取扱業者や飼い主に対して、感染予防に関する正しい知識について啓発していく必要があります。

特定動物の飼養実態を的確に把握し、行政の監視下において適切な飼養・管理の徹底を図らせるためにも、当該許可制度についての周知徹底に努め、無許可飼養者を排除することが重要です。

大規模災害に備え、被災動物の救護体制を整備することが求められます。

特定の目的を持って飼養・管理される動物についても、可能な限り、動物福祉の観点から適切に取り扱われるよう、動物実験施設や畜産施設等に対する啓発が求められます。

## 3 目標・展望

動物が加害者にも被害者にもならないような環境づくりを目指し、人と動物が安心して共生できる社会基盤の整備を図ります。

## 4 施策展開

### 人と動物の共通感染症に対する調査研究

衛生研究所等の協力を得て、動物指導センター等における「人と動物の共通感染症」関連の調査・研究事業の充実を図ります。

### 人と動物の共通感染症に対する啓発の強化

動物展示（ふれあい）施設等に対して、「人と動物の共通感染症」対策に関する正しい知識を啓発していきます。

### 特定動物（危険な動物）から人への危害防止

ペットショップ等を通じて、特定動物の飼養・保管に関する許可制度についての周知に努めます。

特定動物飼養施設へ継続的な監視を行い、特定動物が適正に管理されるよう求めて行きます。

### 災害発生時の被災動物の救護体制の整備

一般飼養者に対し、日ごろからの備えや心がけについての啓発に努めます。

災害時に最低限必要な食料や用品等を備蓄するための災害時非常備蓄庫の確保に努めます。

ペットフードメーカーや地域量販店等の協力を得て、非常用物資の供給源確保に努めます。



獣医師会や動物愛護団体との被災動物救護に係る協力体制を整えていきます。

マイクロチップ装着の推進に努めます。

### 実験動物の取扱いに関する啓発

動物実験施設等への「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知、特に「3Rの原則」について啓発していきます。

#### 情報板

##### 3Rの原則

苦痛の軽減（Refinement）、使用数の削減（Reduction）、代替法の活用（Replacement）の3つの頭文字を取って名付けられたもので、実験動物における福祉の基本理念として国際的に普及・定着しています。

### 産業動物・使役動物の取扱いに関する啓発

農林部の協力を得て、家畜の取扱いについて、畜産業者等への「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を行います。

\* 農林水産省においても、国際的な動物福祉の基準に対応するための事業を検討しています。

環境部の協力を得て、狩猟犬の取扱いについて、県内猟友会等へ動物愛護の観点に基づいた飼養管理等の周知に努めます。

福祉部の協力を得て、身体障害者補助犬の取扱いについて、県内の身体障害者補助犬使用者及び身体障害者補助犬の育

成関係者に対し動物愛護の観点に基づいた飼養管理等の周知に努めます。

### 情報板

#### 身体障害者補助犬とは

「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」を指し、身体障害者補助犬法（平成十四年五月二十九日法律第四十九号）においては、補助犬の同伴入場等に関して、公共施設や民間事業所等への受け入れを義務づけています。

